１週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定書

　株式会社○○と従業員代表○○○○は、労働基準法第32条の５に基づき、1週間単位の変形労働時間制に関し、以下のとおり協定する。

第１条　１週間（○曜日から○曜日）の所定労働時間は40時間とする。

２　１日の所定労働時間の限度は10時間とする。

第２条　１週間の各日の労働時間は、その週の始まる前（前週末）までに労働者に書面で通知する。

２　休日は週１回以上とし、前項の書面により従業員ごとに指定する。

第３条　緊急やむを得ない場合には、前日までに書面で通知することにより、前条の所定労働時間を変更し、または休日を振り替えることがある。この場合においても、所定労働時間は第１条の労働時間を超えないものとする。

第４条　従業員は、第２条の各日の労働時間の決定にあたって希望がある場合には、毎週○曜日までに申し出るものとする。

２　会社は、前項の希望を考慮して第２条の労働時間の通知を行うものとする。

第５条　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

1. 18歳未満の年少者
2. 妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
3. 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

第６条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から１年間とする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

従業員代表　○○　○○　　印